

○総務省告示第三百七十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百十六号（統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から施行する。

令和二年十二月九日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後			
	〔略〕	小売物価統計	〔略〕	名称
		国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする。	作成目的	
		総務大臣	作成者	
		専ら統計調査の方法により作成する。	作成方法	
	〔同上〕	小売物価統計	〔同上〕	名称
		国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする。	作成目的	
		総務大臣	作成者	
		専ら統計調査の方法により作成する。	作成方法	
	改正前			